

EPA活用で競争力強化

日本は現在、13の国・地域と経済連携協定(EPA)を結んでいます。今年7月には豪州との間で署名が交わされ、更には、モンゴルと大筋合意に至るなど、EPA締約国は増えつつあり、経済のグローバル化はますます広がっています。

門司税関と北九州商工会議所では、EPAを利用するために必要な関税分類や原産地規則などについて紹介し、EPAの利用促進と日本企業の国際的な活動を側面から支援することを目的にEPA利用支援セミナーを開催します。

物流事業者はもちろんのこと、既に輸出されている事業者の方や、今後輸出を予定されている事業者の方、あるいは輸出されている事業者と取引関係にある金融機関の事業者の方など、この機会にぜひご参加ください。

■とき 平成26年 **10月2日(木)**

■ところ **13:30~16:30**
ステーションホテル小倉
4F豊饒の間 北九州市小倉北区 浅野1-1-1

参加無料

第1部 (13:30~15:20) (貿易実務担当者向け)

テーマ	関税分類について	(40分)	講師	門司税関業務部首席関税鑑査官 山本 久雄氏
EPAを利用するには、貿易取引しようとする商品がどの品目に分類され、税率がいくらになるのか関税分類を知る必要があります。関税分類の仕組みや、基本的なルールについて、具体例を用いながら説明します。				
テーマ	EPA原産地規則について	(70分)	講師	門司税関業務部原産地調査官 長城 憲明氏
EPA特惠税率を利用するための条件の一つとして、取引しようとする商品が当該輸出国(日本)の「原産品」と認められる必要があります。完全に輸出国で生産されたものであれば分かりやすいのですが、原材料を輸入して加工した場合、中間加工品を輸入して組み立てた場合などは一定のルールに従って判断することになります。このルール(原産地規則)やその他手続き等について、具体例を用いながら説明します。				

第2部 (15:30~16:30)

テーマ	特定原産地証明書の取得手続き	(60分)	講師	日本商工会議所国際部 主査 天野 永氏
EPA締約国では、輸入国税関に特定原産地証明書を提出することで、関税の減免を受けることが可能になります。この競争力の強化につながる特定原産地証明書の取得手続きについて具体的に説明します。				

＝ EPA 利用支援セミナー参加申込書 ＝ FAX:093-531-1799

会社・団体名			
所在地	〒 -	TEL	-
		FAX	-
参加者氏名		部署/役職	
事前アンケート			
※セミナーテーマに関してご質問がありましたら事前にお受けいたします。可能な限り、セミナーの中で回答させていただきますが、個別事項など特定案件については別途対応いたします			

※ご記入いただきました個人情報は本セミナーの運営事務と今後セミナー等のご案内のみに利用いたします

問い合わせ

北九州商工会議所 産業振興課 担当:梅林、神崎
 TEL:093-541-0185 FAX:093-531-1799